

第3回水産分野における優良系統の保護等に関する検討会・議事要旨

日 時：令和4年10月14日（金）13：00～15：30

場 所：農林水産省共用第1会議室及びオンライン

出席者：

委 員：岡本信明（座長）、伊原友己（座長代理）、内田誠、小野寺純、谷口直樹、
鶴岡比呂志、西田亮正、深川英穂、正岡哲治、松下外、矢野浩一

参考人：マルハニチロ株式会社 古橋氏

特許庁審査第一部 目黒主査、川野審査官

オブザーバー：内閣府知的財産戦略推進事務局 金木参事官補佐、石井参事官補佐
経済産業省経済産業政策局知的財産政策室 望月室長補佐

農林水産省輸出・国際局知的財産課 岩瀬課長補佐、小野課長補佐

一般社団法人全国海水養魚協会 中平専務理事、秋元東京駐在員

株式会社水土舎 麓代表取締役、川上主任研究員

水産庁：廣野増殖推進部長、櫻井栽培養殖課長、尾崎研究指導課研究管理官、
中村栽培養殖課補佐、豊嶋同課技官

事務局：株式会社NTTデータ経営研究所 田中シニアマネージャー、
木村マネージャー、青島シニアコンサルタント

議 題：

- 1 事業者等へのヒアリング
 - （1）学校法人近畿大学
 - （2）マルハニチロ株式会社
- 2 特許に関する情報提供
- 3 論点整理
- 4 その他

概 要：

- ・ 水産庁挨拶の後、岡本信明委員を座長に議事に入る。

1 事業者等へのヒアリング

- （1）学校法人近畿大学

◆谷口委員から資料2「優良系統及びノウハウ活用取組について①（学校法人近畿大学）」に基づき説明。

【質疑応答】

松下：養殖用の種苗と系統継代用の種苗を分けている理由はなぜか。

谷口：系統継代用の稚魚を養殖業者に出荷してしまうと、出荷先の養殖業者の中でさらに成長が良いものや体色が綺麗なものが、競合企業や海外に流出してしまうリスクがあるためである。昭和30年代から脈々と引き継いできた系統をグループ外に漏らさないため、分けて管理しておく必要がある。

松下：活魚での出荷を行わないことに加えて、外部に出す魚についても選別することで優良系統の流出を防いでいるという認識で良いか。

谷口：その通りである。親魚として使われなくなった魚について鮮魚で出荷すること、系統継代用の魚はそもそも売らないという2つの対策を取っている。

松下：ノウハウが外部漏洩するとしたらどのようなパターンが考えられるか。

谷口：見学者が写真撮影をして流出してしまうリスクがある。また、関係者による悪意を持った漏洩や不慮の事故による漏洩、退職者による漏洩などが考えられる。

西田：育種方法においてDNAやゲノム情報を利用したような育種は行われているか。

谷口：水産研究所ではゲノム選抜を行っているものの、一般養殖用ではゲノム選抜までは現状できてはいない。

西田：系統内で代々受け継いでいくと近交弱勢が生じることもあるかと思うが、どのような対策を取られているのか。

谷口：具体的な対策についてはオープンにはできないが、考え得る範疇でリスクを低減している。万が一、明らかに弱い魚が発生した場合、親魚としては利用しない。

松下：マダイの選抜育種における選抜基準は、成長・体形・体色以外にあるか。それらは先天的なものか、後天的なものか。

谷口：外形的に分かるのは成長・体形・体色の3つである。加えて、飼育していく中で分かる点としては、抗病性の高さなどがある。高ストレス環境下での成長性は先天的と判断している。

松下：優良系統の基準として、味の評価はしているか。

谷口：味は、養殖会社に出荷した後のエサや飼育環境によって変わるため、特に考慮はしていない。

（2）マルハニチロ株式会社

◆小野寺委員から資料3「優良系統及びノウハウ活用の取組について②（マルハニチロ株式会社）」に基づき説明。

【質疑応答】

西田：開発された優良系統を保護するための取り組みとしては、どのようなことをしているのか。

小野寺：マルハニチロでは、近畿大学や日本水産ほど系統の育種が進んでいない状況であるため、流出があったとしてもそこまで痛手ではない。ただし、今後育種の取り組みが進んでいく過程で対策を考えていく必要があると考えている。

松下：今後優良な系統を保護していく場合、どのような性質のものを想定しているか。

小野寺：コストに影響してくる高成長、高歩留まりが最重要であると考えている。加えて、形が良い、色が良いといった性質が付随してくればよい。

松下：業界全体で育種の成果を共有していくという記載があるが、どのような情報を共有していけばよいと考えているか。

小野寺：不妊化した魚については、次に親として使われず、かつ、産卵をしないため肉質もよいことから、出荷元・出荷先双方にメリットがあるので共有できれば良い。

種苗生産技術自体は共有するのは難しいが、作った魚そのものが業者に流通することで業界全体の生産性を上げていくことができると考えている。

深川：生産した種苗を海上で飼養する場所が少ないという記載があったが、どのような場所が適していると考えているか。

小野寺：小さい稚魚を扱うので台風などの影響がない平穏な場所で、かつ、育成対象の魚種に適した暖海である必要がある。加えて、病気が出にくい場所が養殖の適地である。

2 特許に関する情報提供

◆特許庁から資料4「特許について（特許庁）」に基づき説明。

【質疑応答】

伊原：発明のカテゴリについて補足説明を頂きたい。

目黒：発明には、「物の発明」と「方法の発明」と「物を生産する方法の発明」の3つのカテゴリーがある。例えば、「養殖方法」は、「方法の発明」のカテゴリーに属すると解される。

伊原：新規性や進歩性等がないものが特許出願された場合の対応策について補足説明を頂きたい。

目黒：特許出願がされた後は、いつでも何人でも、当該特許出願に係る発明が、新規性・進歩性を有していないことなどについての情報提供をすることができる。また、特許付与後に当該特許に瑕疵があることが明らかになった場合、特許異議申立制度や特許無効審判を利用することができる。

伊原：審査請求とは何かについて補足説明を頂きたい。

川野：特許出願は自動的に審査されるわけではなく、審査されるためには審査請求を行う必要がある。審査請求率は約75%程度である。

審査請求期間は出願から3年間であり、その間に、事業上又は社会情勢上、特許を取得する必要がないという判断がされた場合には審査請求されないケースがあると考えられる。

また、特許出願はその出願から1年6月後に公開される出願公開制度を有しているが、公開された時点で事業戦略上の目的を果たす例も実務上存在すると考えられる。

矢野：例えば、成長のよいブリや、歩留まりがよいブリ、病気に強いブリなどを作出したときに「発明」として保護対象となり得るか。

川野：人為的に創作された動植物は発明に該当するため特許保護の対象となる。新規性・進

歩性などの特許要件を満たしていれば、特許を取得することは可能である。

ただし、「魚介類」末尾の請求項には、従来の「魚介類」と差異がないとして、新規性・進歩性の拒絶理由が通知されている場合が多く、「魚介類」末尾の請求項は出願経過で削除される場合が多い。

3 論点整理

岡本：前回の検討会で、ただちに法整備をするような対応は難しいのではないかとの意見があった。一方で、和牛では遺伝資源を保護するための法制度が整備されたが、それと同様に養殖魚についても保護の枠組みを整備するという点についてどのように考えるか。意見を頂きたい。

伊原：数年前に冷凍された和牛の受精卵等のストローが中国に持ち出され、中国側の水際で発見されるという事件があった。それをきっかけに、和牛の遺伝資源を海外に流出させないために対応策を検討し、和牛二法が立法された。

和牛については、種畜検査制度が制定されており、繁殖のためのオス牛（種雄牛）は、農林水産大臣の種畜証明書が必須となっている。種雄牛の精液は採取されて、冷凍の精液ストローとして流通する。加えて、生まれた仔牛の登録制度も確立しており、和牛については個体が特定される仕組みが既に整っている。

なお、種雄牛については優秀な遺伝特性を発現するものに人気が集中しており、上位 15 頭程度で、和牛生産の全体の 6 割程度をカバーしている。言い換えれば、種雄牛として取引価値があるのは特定の 20～30 頭程度あり、その遺伝資源をどう守るかが課題となっていた。

それに対して魚類の養殖では、特定された親魚個体の生殖細胞が取引されるというわけではなく、群単位でアバウトな把握がされている。また、数回の採卵で廃棄するなど、親魚のライフサイクルが和牛と比べて短い。

養殖では特定の限られた個体の直系の稚魚や受精卵が価値を持つという考え方ではないため、明確に個体管理をしているような実態もないと捉えている。

以上を踏まえると、前提条件が和牛と養殖では大きく異なるため、養殖では和牛と同様なパラレルな法整備は難しいと考えている。

岡本：そういうことであれば、まずはこれまでの議論を取りまとめるとともに、関係者に広く周知するものとして、ガイドラインを出口として今後は進めていくのが良いと考えるかどうか。

櫻井：ガイドラインを作るとすれば骨子を整理していく必要がある。これからの議論のたたき台として、前回までの検討会における議論を基に論点整理をしたので水産庁からお伝えしたい。

◆水産庁から資料5「論点整理」に基づき説明。

【質疑応答】

鶴岡：前回の検討会で、魚そのものと情報がセットで流出しなければリスクは低いとの意見

があったが、社内で持ち帰って議論したところ、やはりその場合でも、それなりのリスクはあるのではないかとコメントがあった。慎重に議論を進めたい。

養殖水産物の場合は、和牛と同様の法的な枠組みが難しいという話があったが、ガイドラインによる対応が本当に最適なのかという観点でも改めて考えたい。

松下：検討会の成果物としてどのような形でまとめるのが適切であるか、構成案を整理したため報告する。

◆松下委員からガイドラインの構成案について説明。

松下：全体として、優良系統の保護と、営業秘密の保護のあり方の周知の2つの観点があると考えている。この二つの論点については、成果物を作成する上では分けた方がよいと考えている。

営業秘密については、「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」が既にあるため、そちらとの調整を図りつつ、本検討会としては優良系統の保護に関するガイドラインの整理に注力していくのが望ましいのではないかと考えている。

優良系統の保護については、将来に向けた検討という側面も強いので、優良系統の議論を先んじて提示してしまうと伝わりづらい部分があると考えているため、前段では総論として一般的かつ実務に即した話ができればよいと考えている。

4 その他

伊原：品種改良という言葉があるが、水産における品種とはどのようなものなのか。種苗法であれば、「品種」は法定された概念となっているが、水産における品種の扱いと、何をもって別品種とされるのかについて教えてほしい。

岡本：水産分野は、錦鯉などの観賞魚について品種改良という言葉を使うことが多い。形態・色彩・模様など、外観的に誰もが認識できる特徴が、交配によって6割程度以上発現する場合に、「品種」というように呼ぶのが一般的である。

サーモンでいえば明らかに可食部が多い、色彩が違うといったケースで、品種と呼ぶ場合がある。品種改良というのは優良形質が固定化されていくようなプロセスをブッシュする意味で使われている言葉である。

尾崎：錦鯉や金魚については、それぞれの振興協会が品種の要件を定義している。

中村：今後の検討会の出口について、和牛とパラレルでの法制化は難しいという話があった。一方で、特許や営業秘密、限定提供データなどの既存の法令によって守っていくことはできると考えている。それらを活用した形での保護の周知を広げていくという観点で、まずはガイドラインの作業を進めていきつつ、更なるアプローチのご提案があれば事務局にご提案いただきたい。

以上